



# 鳥取県公報

平成14年 1月25日(金)  
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 町の区域の新設等(38)(市町村振興課)..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第38号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新設し、及び変更し、並びに字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の新設及び変更並びに字の区域の変更は、平成14年 1月25日からその効力を生ずる。

平成14年 1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する町の名称	同左の区域(平成13年 5月23日現在の地番による。)
美萩野五丁目	三津字狭間谷ノ一470、471、477から479まで、480の一部、481から486まで、1009、1010、1011の一部、1018の1及びこれらと一体をなす国有地 三津字狭間谷ノ二487の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 三津字乗越ノ二657の7の一部及びこれと一体をなす国有地 伏野字桐谷510の2の一部、515から520まで、524から540まで、541の1、542、543、1826の一部、1828、1832の1、1833から1836まで、2703の1の一部、2703の2の一部、2704の1、2704の2、2705から2707まで、2708の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 伏野字桐谷ノ二1837から1840まで、1841の1の一部、1841の3、1842の一部、1843の一部、1846の一部 美萩野四丁目472、473、476、494の2の一部、494の49、510の1の一部、510の21、1008及びこれらと一体をなす国有地

区域を変更する町及び字の名称	同左の区域(平成13年5月23日現在の地番による。)
三津字狭間谷ノ一	三津字狭間谷ノ一のうち470、471、477から479まで、480の一部、481から486まで、1009、1010、1011の一部、1018の1及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
三津字狭間谷ノ二	三津字狭間谷ノ二のうち487の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
三津字乗越ノ二	三津字乗越ノ二のうち657の7の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
伏野字桐谷	伏野字桐谷のうち510の2の一部、515から520まで、524から540まで、541の1、542、543、1826の一部、1828、1832の1、1833から1836まで、2703の1の一部、2703の2の一部、2704の1、2704の2、2705から2707まで、2708の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
伏野字桐谷ノ二	伏野字桐谷ノ二のうち1837から1840まで、1841の1の一部、1841の3、1842の一部、1843の一部、1846の一部以外の区域
美萩野四丁目	美萩野四丁目のうち472、473、476、494の2の一部、494の49、510の1の一部、510の21、1008及びこれらと一体をなす国有地以外の区域